

# 景観を守る2つの条例

昨年10月安曇野市が発足し、いよいよ「安曇野」の景観を市民が「共有資産」として「守り・創る」協働作業が始まりました。景観を守るための2つの条例を紹介します。

## ポスターなど張ることが禁じられています

次の物にはポスターやチラシなどの屋外広告物を表示、または設置できません。

- 橋
- 街路樹・道路上の柵、駒止め
- 銅像及び記念碑
- 消火栓・警鐘台
- 公衆電話ボックス内外
- 信号機・道路標識
- 電柱・街路灯（一部適用除外有り）
- カーブミラーなど

## 長野県 屋外広告物条例

市内には、看板などの屋外広告物の設置が禁止されている地域、許可を必要とする地域があります。

また、電柱・街灯など公の施設にはポスター・看板・チラシなどの広告物を設置することは原則できません。

### 禁止地域

- ① 長野自動車道の両側500m以内
  - ② 県道柏矢町田沢停車場線の両側300m以内
  - ③ 市道豊科1級20号線から県道有明大町線の両側300m以内
- 都市計画法に定められる住居系の用途地域内

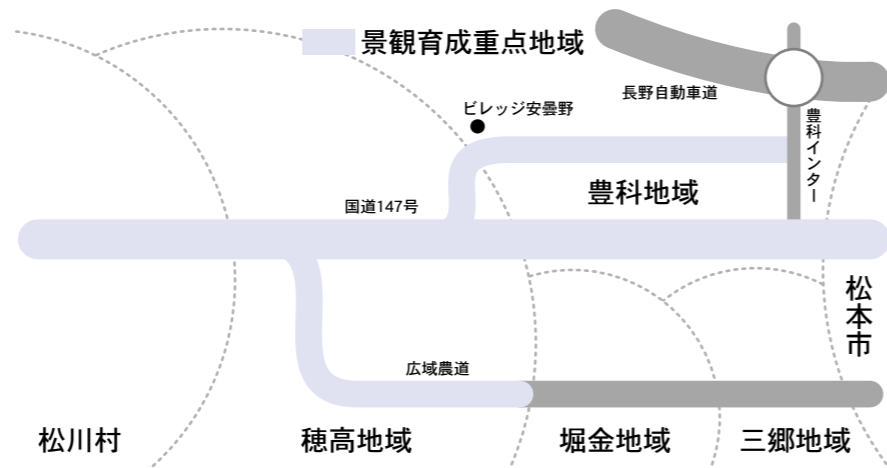
### 許可が必要な地域

- 長野自動車道の両側500m以上1,000m以内
- 豊科駅前広場・穂高駅前広場及びこれに接続する20m以内



## 長野県 景観条例

市内全域が長野県景観計画に基づく景観条例の対象地域になっています。地域内では、高さ13mまたは建築面積1,000㎡を超える建築物を建築する場合や高さ13m以上の鉄柱・煙突などの工作物を建てる場合、建築物の外観400㎡を超える変更をする場合、25㎡を超える広告物の表示を行う場合には、着手前30日前までに届け出をする必要があります。



## 景観育成住民協定

### 住民が担う景観

地域の景観を守り育てようとする住民自らが規制内容を決め、協定を結んでいるのが「景観育成住民協定地区」です。



※住民協定地区の詳細な範囲、規制内容等につきましては、各地区の総合支所都市計画係・都市建設係にお問い合わせください。

### 景観行政団体に向けて

景観行政団体は、景観行政を主体的に担う団体です。現在、長野県が景観行政団体になり、県下全域（一部市町村を除く）の景観計画を定めています。今後、安曇野市独自の景観を守り育てるため、市が景観行政団体になっていく必要があると考えています。

### 景観計画と土地利用管理

現在、市では土地利用管理の手法について検討に入っています。（5月25日発行広報参照）

しかし、土地利用管理だけでは、バランスの取れた田園都市づくりはできないことから、安曇野市にふさわしい土地利用管理と景観計画づくりを市民の皆さんと一緒に検討していく予定です。未来に誇れる安曇野市づくりのため、市民の皆さんの積極的な参加・参画をお願いします。

### 問い合わせ

都市建設部都市計画課

(TEL 72・3111)

## 景観育成重点地域

景観条例では、特に景観に配慮する必要な地域を「景観育成重点地域」に指定してあります。（右図参照）

この道路及びその両側30m以内で、次の行為を行う場合には、着手30日前までに届け出が必要です。

- ◇ 床面積20㎡を超える建築物の建築
- ◇ 高さ5mを超える工作物の建築
- ◇ 25㎡を超える外観の変更
- ◇ 3㎡を超える広告物表示

現在、豊科地域11地区、穂高地域10地区、堀金地域2地区、三郷地域1地区で協定が締結され、建築物・屋外広告物・自動販売機などの規制を実施するとともに独自の美化活動を行いながら、より良い景観づくりを目指しています。地区内で建築などの行為をする場合は事前に住民との協議が必要です。